

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(検討する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を専門的に検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

妻木晩田遺跡・青谷上寺地遺跡の学術的な発掘調査の方法・計画及び整備活用の方法・計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員会に整備活用部会と調査研究部会を置く。

3 調査研究部会には妻木晩田遺跡担当と青谷上寺地遺跡担当を設ける。

4 委員は、部会又は担当ごとに、学識経験などを有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員の再任は妨げない。

7 事務局は、むきばんだ史跡公園及びとっとり弥生の王国推進課青谷かみじち史跡公園準備室に置き、事務を分担する。

(委員長・副委員長及び座長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長2名、整備活用部会及び調査研究部会の担当ごとに座長を置く。

2 委員長及び副委員長は、部会及び担当の座長のうちから互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 座長は、部会又は担当の委員の互選により定める。

5 座長は、部会又は担当の会務を総括し、その職務を補佐又は代行する副座長を指名することができる。

(会議)

第5条 委員会・部会の開催は、委員長（委員長が決まる前にあつては知事）が招集し、委員長または座長が議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。